

平成31年度 4月

## 申込みご案内

# 多可町勤労者住宅資金融資

この融資制度は、勤労者の皆さんが多可町内に自己の居住のために住宅づくりをしようとするときのお手伝いとして、多可町が資金の一部を預託し、取扱金融機関から融資を受けられるようにしている制度です。

### 融資を受けることができる方

次の条件のすべてに該当する方です。

- (1) 同一事業所に1年以上勤務している勤労者。(事業主及び家族従業者は除く。)
- (2) 多可町内に自ら居住するための住宅を建築(増改築を含む)又は購入しようとする方。
- (3) 取扱金融機関において審査し、適当と認められる方。
- (4) 申込時年齢が満20歳以上、60歳未満の方。(ただし、最終完済時の年齢が満76歳未満の方。)
- (5) 納期限の到来している町税、国民健康保険税及び上下水道使用料など町の各種公共料金を完納している方。
- (6) 取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる方。

### 融資の条件

- |           |                                      |                                  |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 融資限度額 | .....                                | 2,000万円                          |
| (2) 融資期間  | .....                                | 35年以内                            |
| (3) 融資利率  | 固定金利型                                | 年1.87%<br>(ただし、資金交付時の金利が適用されます。) |
| (4) 償還方法  | 元利均等月賦償還方式(半年賦償還併用方式可)               |                                  |
| (5) 担保    | 融資の対象となる土地・建物に原則として第一順位の抵当権を設定いたします。 |                                  |

- (6) **融資時期** 取扱金融機関で決定しますが、原則として担保物件に抵当権設定した後になります。  
(新築又は増改築の場合、工事の進行に従いつなぎローンの利用が可能です。)

### 申込み取扱期間

平成31年4月1日から常時取り扱います。ただし、融資目標に達した場合は締め切ります。

### 取扱金融機関

#### 近畿労働金庫北播支店

〒677-0054

西脇市野村町1796-528 TEL0795-23-5551

当勤労者住宅資金融資と併せた住宅融資のお取扱いは、近畿労働金庫北播支店にお申し込みください。

### お問い合わせは

#### 多可町商工観光課

〒679-1192

多可郡多可町中区中村町123 TEL(0795)32-4779 (直通)

## 借入申込に必要な書類

A・住宅購入(新) 土地付      B・住宅購入(古) 土地付      C・新築(自己所有地)  
 D・新築(借地)                      E・増改築

借入申込に必要な書類	A	B	C	D	E	
(1)住宅資金借入申込書	○	○	○	○	○	
(2)住民票（本人分）	○	○	○	○	○	
(3)町県民税所得課税証明書（本人）	○	○	○	○	○	
(4)町県民税納税証明書（本人）	○	○	○	○	○	
(5)建物平面図・見取図・配置図	○	○	○	○	○	
(6)建築確認通知書（写）	○		○	○	○	
(7)売買契約書（写）	○	○				
(8)重要事項説明書（写）	○	○				
(9)見積書（*1）又は工事請負契約書（写）	○		○	○	○	
(10)土地登記簿謄本（全部事項証明書）	○	○	○	○	○	
(11)建物登記簿謄本（全部事項証明書）		○			○	
(12)土地の測量図・公図	○	○	○	○	○	
(13)固定資産評価証明書	○	○	○	○	○	
(14)健康保険証（写）（本人のみ）	○	○	○	○	○	
(15)自己資金を確認できる資料（預金通帳等の写*1など）	○	○	○	○	○	
(16)個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書	○	○	○	○	○	

\* 1 見積書の場合、後日、工事請負契約書（写）が必要です。

- 借地の場合は地主の承諾書、農地の場合は農地転用許可書（写）、その他金融機関が審査上必要とする書類が必要です。
- お申し込み内容によって必要な書類が変わる場合があります。
- （写）については、原本の提示をお願いします。

## 手続きのあらまし

① 商工観光課へ借入相談



② 申込書を商工観光課へ



③ 町で審査の上、労働金庫へ斡旋



④ 労働金庫で審査の上、融資の可否決定



⑤ 労働金庫から本人へ融資決定通知



⑥ 本人が労働金庫から二次書類（資金交付関係）受領



⑦ 建物完成（保存登記）又は売買完了（所有権移転登記）後、  
権利証（土地・建物とも）と二次書類を労働金庫へ提出



⑧ 資金交付